

物 件 調 査 書

物件番号 408

所在地		島根県浜田市国分町2316番3外5筆					
住居表示							
現況地目及び面積等		宅地	264.59 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	2316番3	1743番12	1743番7	1743番10	1743番9	1744番7
	地目	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地
	数量	120m ²	104m ²	18m ²	11m ²	6.13m ²	4.00m ²
記載事項		地番					
		地目					
		数量					
接面道路の状況		南側 西側	舗装国道 舗装市道	幅員約 幅員約	14.7～14.8 m 6.0 m	(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第1号道路)	
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	近隣商業地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	80%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第22条・第23条（屋根不燃区域等） 下水道法第9条（公共下水道供用開始区域） 景観法第16条（浜田市景観計画区域） 島根県ひとにやさしいまちづくり条例第17条（特定公共的施設の新築等の届出）						
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況			施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—			—
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり			無
	公共下水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり			有
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			未定
交通機関	鉄道等	JR山陰本線	下府駅の北東方 約1.6km 徒歩20分				
	バス	石見交通バス	谷田停留所の西方 約0.3km 徒歩4分				
公共施設	浜田市役所			国府小学校		浜田東中学校	
参考事項	別紙を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【売却物件の補足説明】

・工作物の状況については「明細図」のとおりです。

【「接面道路の状況」欄の補足説明】

- ・本地南側接面道路は、建築基準法第42条第1号第1項道路ですが、現況、南側接面道路には歩道、緑地帯があるため、本地への車での進入ができません。南側接面道路に車の進入口を設ける場合は、道路法第24条（道路工事施工承認申請）の手続きが必要です。詳細は浜田国道維持出張所（電話0855-27-1133）へお問い合わせください。
- ・本地と緑地帯の間は国道9号道路区域です。

【「法令に基づく制限（その他）」欄の補足説明】

- ・本地は、浜田市景観計画区域内にあり、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合は、市長への届出が必要です。詳細は浜田市都市建設部建設企画課（電話0855-25-9601）へお問い合わせください。
- ・本地は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例により、特定公共の施設の新築等を行う場合は島根県知事への届出が必要です。詳細は浜田市都市建設部建築住宅課（電話0855-25-9630）へお問い合わせください。

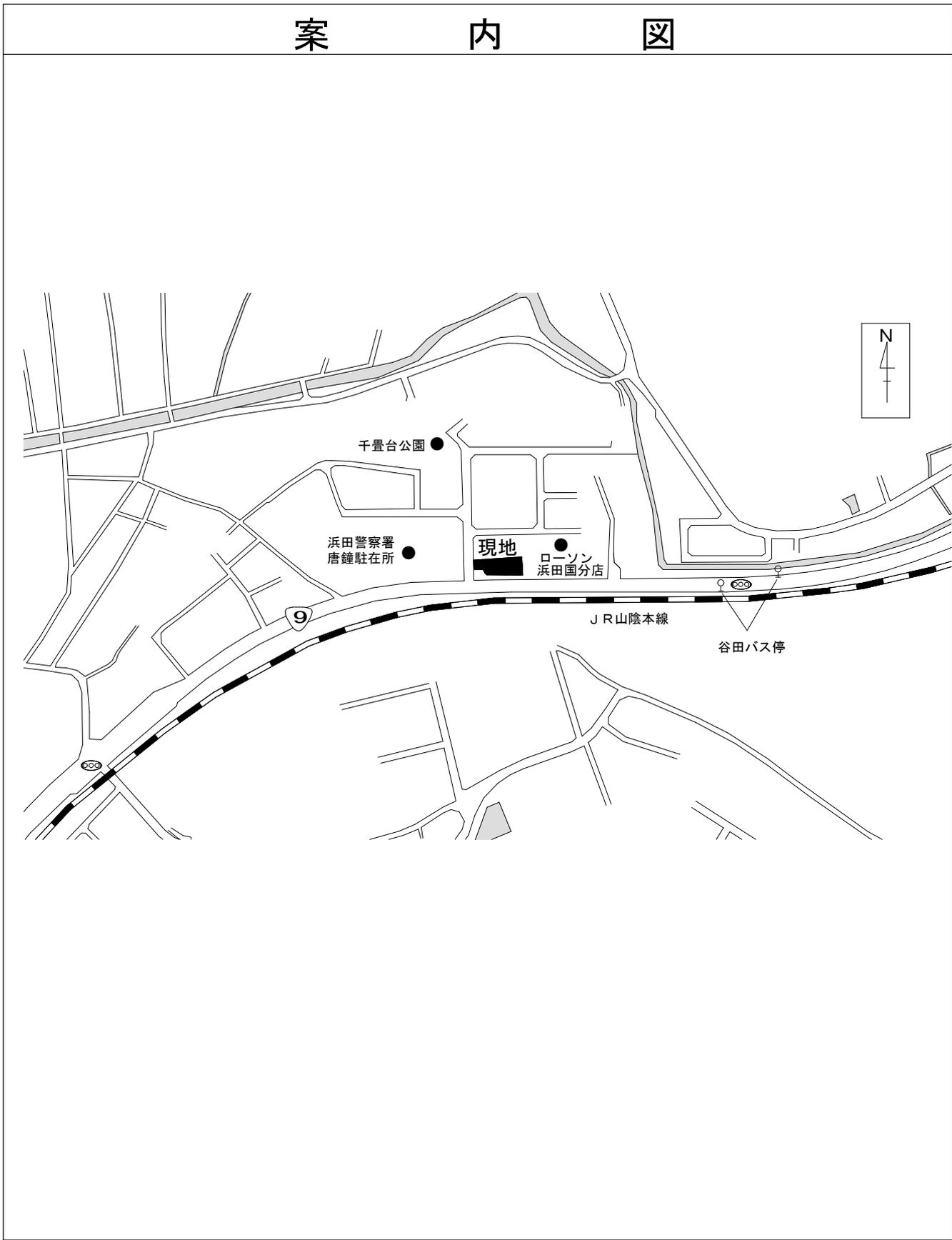
【「供給処理施設の概要」欄の補足説明】

- ・公営水道は、本地西側接面道路に公設管が敷設されていますが、引込みはされていません。詳細は浜田市上下水道部水道管理課（電話0855-25-9900）へお問い合わせください。
- ・公共下水道は、本地北側隣接地に公設管が敷設されていますが、引込みはされていません。また、本地には、下水道事業受益者負担金が賦課されており、購入者において下水道受益者負担金の支払いが必要です。詳細は浜田市上下水道部水道管理課（電話0855-25-9901）へお問い合わせください。

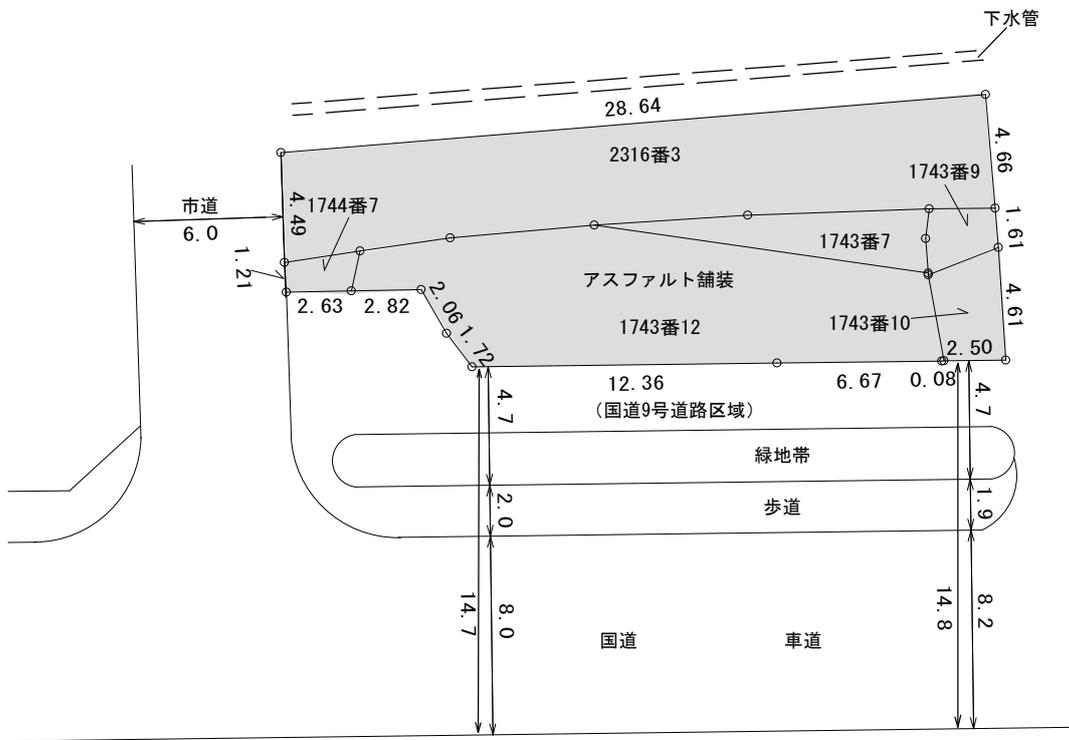
【防災情報】

- ・本地は、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける浸水想定区域に該当しません。詳細については松江財務事務所管財課の閲覧資料（浜田市防災ハザードマップ）をご確認ください。なお、水害ハザードマップに記載された浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないことを示すものではありません。水害ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合がありますので、詳細は浜田市総務部防災安全課（電話0855-25-9122）へお問い合わせください。

案 内 図



明 細 図



単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力明細図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。